

新たな史跡、天然記念物の指定並びに、史跡の追加指定と新たな登録記念物(名勝地関係)、登録有形文化財(建造物)の登録についての報告

文化財課

国の文化審議会は、令和2年11月20日(金)に開催された同審議会の審議・議決を経て、下記のとおり文部科学大臣に答申しました。

1 史跡の指定(1件)

(1) 「北谷城跡」(ちゃたんじょうあと)

- ① 指定種別： 史跡の部二(都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡)
- ② 指定地： 沖縄県中頭郡北谷町字大村城原332番地外44筆
- ③ 指定面積： 32,133.22㎡
- ④ 所有者・占有者： 個人等
- ⑤ 解説

北谷城跡は、沖縄本島中部の西海岸沿いの北谷町に所在する東西約500m、南北約150m、標高約44mを最高所とする舌状丘陵に築かれた城(グスク)跡である。また、北谷城跡は、13世紀後半から16世紀前半にかけて、中山の拠点にもなっており、かつては麓まで海が迫り、防衛と交易に適した立地であったと想定されている。

北谷町教育委員会によるこれまでの発掘調査の結果、石垣と城門等が検出されているほか、中国産陶磁器や在地産の土器(グスク土器)などを主体に鉄鏃や、石弾等の武具が出土している。このように、北谷城跡は、自然の地形を巧みに取り込みながら堅牢に築かれ、沖縄本島内のグスクが集約されるなか、中山における北方の要として琉球国の成立後まで存続し、その成立過程の一端を解明できる拠点グスクとして貴重である。



殿舎跡(手前)と石垣(奥)
(提供：北谷町教育委員会)



北谷城跡全景(西より)
(提供：北谷町教育委員会)

2 天然記念物の指定(1件)

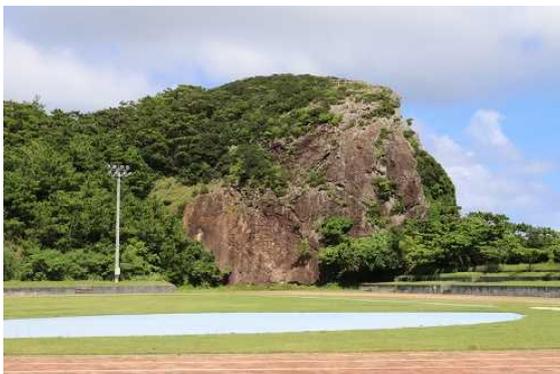
(1) 「伊平屋島のウバメガシ群落」(いへやじまのうばめがしぐんらく)

- ① 指定種別： 天然記念物の部二(植物)
- ② 指定地： 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋ソーレン原345番(1筆)
- ③ 指定面積： 8,721.88㎡
- ④ 所有者・占有者： 伊平屋村
- ⑤ 解説

伊平屋島のウバメガシ群落は、沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋地区ソーレン原の虎頭岩一帯に生育するウバメガシ群落であり、日本の分布南限地帯に位置する良好な自生地であるとともに、亜熱帯性の植物を多く含む特徴を持っている。指定地の虎頭岩は標高が約60mの岩塊で、伊平屋村のシンボルとして親しまれており、その虎頭岩の頂部付近では海風の影響を受けた低木のウバメガシの純林がみられる。

ウバメガシは備長炭とよばれる木炭の材料として古くから利用されており、指定範囲内のウバメガシ群落も琉球王朝時代からガスが普及するまで、薪の供給源として生活・文化を支える重要な役割を果たしてきた。

また、沖縄県のウバメガシはDNA解析の結果から、本州及び九州の集団とは異なる古いタイプのDNAを有しており、大陸から日本への移入プロセスを明らかにする情報を提供する存在といえることから、生物地理学的、遺伝学的に価値が高いものである。



伊平屋島のウバメガシ群落南西側



伊平屋島のウバメガシ群落南西側斜面

3 史跡の追加指定(2件)

(1) 「今帰仁城跡附シイナ城跡」(なきじんじょうあとつけたりしいなじょうあと)

- ① 既指定地： 沖縄県国頭郡今帰仁村
- ② 追加指定地： 沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山73番地外6筆等
- ③ 追加指定面積： 15,716.00㎡
- ④ 指定面積総合： 361,925.41㎡

⑤ 追加指定地所有者： 個人

⑥ 解説

シイナ城跡は発掘調査の成果から今帰仁城跡初期の城郭と同時代あるいは若干先行する遺跡であることが確認されている。地元では今帰仁城築城以前の城として伝承されており、選地や地形的特質など今帰仁城跡と多くの共通点が見られる。

初期山北王の居城跡であるシイナ城跡は村中央部を流れる大井川の上流に立地しており、今帰仁城跡とは距離にして5.5km離れた距離にある。これらの遺跡は発掘調査によって今帰仁城の築城直前に機能していたことが確認されており、また城としての利用期間が極めて短かったことが確認されている。シイナ城跡の石積みは一の廓のみを取り囲む簡易なもので、また地形は岩盤が地表面に露頭する景観をなしており、城造りを途中で断念したとされる伝説と整合的な状況を残している。

今回追加指定した箇所は既に指定している石積み遺構の一部が接しており、バッファー機能や遺跡へのアクセス空間として保存・保護していく必要がある。



今帰仁城跡 全景
(提供：今帰仁村教育委員会)



今帰仁城跡附シイナ城跡 城壁近影
(提供：今帰仁村教育委員会)

(2) 史跡「中城ハンタ道」(なかぐすくはんたみち)

① 既指定地： 沖縄県中頭郡中城村字新垣上原1番地他39筆等

② 追加指定地： 沖縄県中頭郡中城村字新垣福川原1083番地4 他27筆等

③ 既指定面積： 21,245.71㎡

④ 追加指定面積： 5,808.93㎡

⑤ 指定面積総合計： 27,054.64㎡

⑥ 追加指定地所有者・占有者： 中城村、個人等

⑦ 解説

「ハンタ道」とは崖沿いの道のことを指す。中城ハンタ道は、沖縄県中頭郡中城村字新垣並びに、字伊舎堂に所在している。首里を起点として西

原間切の幸地グスクを通り沖縄本島の東側を北上し、中城間切の新垣グスク・中城城を経て、勝連間切の勝連城に至る琉球国時代の街道で、首里・西原・中城・勝連の各城を結ぶ最短ルートで構成されている。

中城ハンタ道は、中城城の主要部が築かれた14世紀後半までに整備されたものと考えられ、15世紀後半以降は中頭方東海道の道筋となり、間切間を結ぶ宿次の道(宿道)として機能していた。

その後、17世紀後半以降、宿道としての機能を終え、それ以降は地域の集落や間切をつなぐ生活道として利用されている。1853年には、米国ペリー艦隊の探検隊がハンタ道を利用しているなど、中城ハンタ道は、琉球国時代の交通史・土木史等の歴史を解明するうえで大変重要で、歴史上又は、学術上の価値が高い遺跡である。

今回、北上原地区及び若南原地区、新垣地区、ペリーの旗立岩の一部を追加指定し、保護の万全を図るものである。



中城ハンタ道・北上原地区1
(提供：中城村教育委員会)

中城ハンタ道・若南原地区2
(提供：中城村教育委員会)



4 登録記念物(名勝地関係)の登録(2件)

(1) 「津嘉山酒造所庭園」(つかやましゅぞうしよていえん)

- ① 指定種別: 登録記念物の新登録(名勝地関係)
- ② 指定地: 沖縄県名護市大中一丁目4 4 7番
- ③ 指定面積: 1,467.04㎡
- ④ 所有者・占有者: 個人等
- ⑤ 解説

津嘉山酒造所庭園は、沖縄本島北部の名護市西部の旧名護町市街地に所在している。津嘉山酒造所の創業者の津嘉山朝保(1880~1945)は、昭和2(1927)年に現在の地を取得すると酒造所兼住宅を建築し、泡盛「國華」の製造を開始しており、庭園もこの頃に作庭されたと考えられている。

戦争による破壊を免れた酒造所では、現在も泡盛の製造を行っている。

酒造所の敷地は、長辺が北東に傾いた長方形で、通りに面している南西側に正門を構え、中央南寄りに主屋、北に酒造施設が配置されている。庭園は、主屋南西部の前庭と主屋東南部の主庭から構成され、主庭の園池の形は細長く、沖縄本島を象ったとされている。主屋側から見た時、右奥が沖縄本島の北部にあたり、最北端の辺戸岬や中央部の伊江島にある城山を石組や立石で表しているといわれている。園池の護岸には沖縄本島北部で産出する古生代石灰岩を用い、対岸には「昭和五年■■■」(■■■部分は判読不能)と刻まれた石燈籠を配置している。主屋、麴屋、正門及び外塀、門、内塀、南井戸等は、平成18年3月2日付で登録有形文化財(建造物)に登録され、その後、登録された建物と土地等は、平成21年6月30日付けで重要文化財(建造物)に指定されている。

津嘉山酒造所庭園は、昭和初期に酒造所に造られた庭園で、その意匠は特徴的であり、近代の沖縄県における造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。



離れから庭園を望む(提供:名護市教育委員会)

(2) 「ハナンダー(自然橋)」(はなんだー(しぜんばし))

- ① 指定種別：登録記念物の新登録(名勝地関係)
- ② 指定地：沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭前原72番3 外9筆等
- ③ 指定面積：1,236.17㎡
- ④ 所有者・占有者：八重瀬町
- ⑤ 解説

ハナンダー(自然橋)は、島尻郡八重瀬町字具志頭の集落に所在する天然の琉球石灰岩の橋のことで、地元では「ハナンダー」または「自然橋」と呼ばれており、その下を白水川が流れ、水量は豊富である。ハナンダー(自然橋)は、元々洞穴だったところが崩壊した残部か、あるいは長い年月をかけて風雨等の影響により琉球石灰岩が侵食を受けて形成されたものと考えられており、長さ約30m、幅約10mで、水面から橋上の路面までの高さは約8mである。

アーチ部分については、川の上下流から見た時、水面から天井までの高さが5~7m、幅は十数mあり、アーチの下部には長さ10~40cmのつらら石のほか、カーテン状の鍾乳石、流れのような模様のあるフロストーン(流華石)等が見られる。周辺の地質や地形は、基盤に新第三期の島尻層群(泥岩)が分布し、その上位を第四期の琉球層群(石灰岩)が不整合に覆っている。ハナンダーは、近世には各間切や村々の移動の際の交通の要所であり、地域住民にとっては暮らしと深く関わる生活道路であった。また、地元では通行のための橋としてだけでなく、自然がつくりだした独特な風景の一部として認知され親しまれている。

ハナンダーは天然に形成された琉球石灰岩の橋で、古くから地域住民に親しまれ、地元の憩いの場所として活用され、現在まで変わらぬ景勝地として意義深いものである。



ハナンダー (遠景：東より) (提供：八重瀬町教育委員会)

5 登録有形文化財(建造物)の登録(1件)

(1) 當山紀念館(とうやまきねんかん)

- ① 員数: 1棟
- ② 所在の場所: 沖縄県国頭郡金武町字金武4番地
- ③ 構造、形式: 鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積96.45㎡
- ④ 所有者: 金武町役場(金武町字金武1番地)
- ⑤ 建設年代、大規模な改修及び増築時代:
昭和10年/昭和30年代、平成28年改修(増築・増築部分撤去)
- ⑥ 解説

「沖縄海外移民の父」と呼ばれる當山久三氏の功績を記念して、宜野座(松岡)政保(のち第4代琉球政府行政主席)が発起人を務める「故當山久三翁像建設並紀年事業期成会」によって昭和10年に建設された。設計は同じく金武町出身の大城龍太郎氏。

戦後、私立幼稚園として約10年使用された後一部増築(昭和30年代)、その後役場執務室としての使用に伴い窓枠の取り替えや間仕切り、空調機の設置等が行われた。平成28年に老朽化が著しい増築部分を撤去、古写真等の資料調査や聞き取り調査を踏まえて、昭和10年建設当初の姿に復元された。

鉄筋コンクリート造平屋建で、梁を屋上に設け、屋根スラブの縁を曲線的に仕上げるなど特徴的な工法が採用されている。



沖縄県當山紀念館建物正面(南)外観
(提供: 金武町教育委員会)